

津 別 町 水 防 計 画

令和 6 年 3 月

津 別 町 防 災 会 議

目 次

第 1 章	総則	1
第 1 節	目的	1
第 2 節	用語の定義	2
第 3 節	水防の責任等	5
第 2 章	水防組織	10
第 1 節	町の水防組織	10
第 3 章	重要水防箇所	13
第 4 章	予報及び警報	14
第 1 節	水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	14
第 2 節	気象庁が行う予報及び警報	15
第 3 節	洪水予報河川における洪水予報	19
第 5 章	水位等の観測、通報及び公表	23
第 1 節	水位の観測、通報及び公表	23
第 2 節	雨量の観測及び通報	25
第 6 章	気象予報等の情報収集	26
第 7 章	樋門等の操作	28
第 8 章	通信連絡	29
第 9 章	水防施設及び輸送	31
第 1 節	水防倉庫及び水防資器材	31
第 2 節	輸送の確保	31
第10章	水防活動	32
第 1 節	水防配備	32
第 2 節	巡視及び警戒	35
第11章	水防信号、水防標識等	39
第 1 節	水防信号	39
第 2 節	水防標識	40

第3節 身分証票	41
第12章 協力及び応援	42
第13章 費用負担と公用負担.....	45
第1節 費用負担	45
第2節 公用負担	46
第14章 水防報告等	47
第1節 水防記録	47
第2節 水防報告	48
第15章 水防訓練	49
第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	50
第17章 水防協力団体	52
第18章 水防管理団体の水防計画及びその作成要領.....	53
資料・様式	54
〔資料〕	54
〔様式〕	91

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。資料1）第4条の規定に基づき、北海道知事（以下、「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる津別町（以下、「町」という。）が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川、湖沼の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

資料1 水防法（P. 53）

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

用語	定義
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
洪水予報河川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水防警報	国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼（水防警報河川等）について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

用語	定義
水防団待機水位 (通報水位)	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。 なお、水防機関の出動の目安となる水位。（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	町長の高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
内水氾濫 危険水位	法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。 内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
洪水特別 警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
雨水出水 特別警戒水位	法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。町長又は知事は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水 想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。
内水浸水 想定区域	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道

用語	定義
	において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として町長又は知事が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。
浸水被害 軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第1 水防の責任、処理すべき事務又は業務の大綱

1 町（指定水防管理団体）

町は、町内の水防を十分に果たすべき責任を有し（法第3条）、主に次のような事務を行う。

- （1）水防団の設置（法第5条）
- （2）水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- （3）平常時における河川等の巡視（法第9条）
- （4）水位の通報（法第12条第1項）
- （5）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- （6）避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- （7）避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- （8）浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- （9）予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- （10）水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- （11）緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- （12）警戒区域の設定（法第21条）
- （13）警察官の援助の要求（法第22条）
- （14）他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- （15）堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- （16）公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- （17）避難のための立退きの指示（法第29条）
- （18）水防訓練の実施（法第32条の2）
- （19）津別町水防計画（以下、「町水防計画」という。）の策定、知事への届出及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- （20）水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- （21）水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- （22）水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- （23）水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- （24）消防事務との調整（法第50条）

2 道の責任

道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- （1）指定水防管理団体の指定（法第4条）
- （2）北海道水防計画（以下、「道水防計画」という。）の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- （3）水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- （4）道水防協議会の設置（法第8条第1項）
- （5）気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- （6）洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- （7）量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- （8）水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- （9）洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- （10）洪水浸水想定区域及び内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- （11）大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- （12）水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- （13）水防信号の指定（法第20条）
- （14）避難のための立退きの指示（法第29条）
- （15）緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- （16）水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- （17）水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- （18）水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

3 国土交通省（北海道開発局網走開発建設部）の責任

- （1）水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- （2）量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- （3）水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- （4）洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- （5）洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- （6）大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- （7）水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- （8）重要河川における知事等に対する指示（法第31条）
- （9）特定緊急水防活動（法第32条）
- （10）水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- （11）道等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 河川管理者の責任

- （1）水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- （2）水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び町長に対する水害リスク情報の把握に

関する情報提供及び助言（法第15条の12）

5 気象庁（網走地方気象台）の責任

- （1）気象、洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- （2）洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6 量水標管理者

水位の通報及び公表（法第12条第1項及び第2項）

7 居住者等の義務

- （1）水防への従事（法第24条）
- （2）水防通信への協力（法第27条）

8 水防協力団体の義務

- （1）決壊の通報（法第25条）
- （2）決壊後の処置（法第26条）
- （3）水防訓練の実施（法第32条の2）
- （4）業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第2 水防計画の作成及び変更

1 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、道水防計画の修正に応じ、出水期前までに町水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。町水防計画を変更するときは、あらかじめ、町防災会議に諮るとともに、知事に届け出るものとする。

また、町は、町水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する道大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、町水防計画へ反映するなどし、取組を推進するものとする。

第3 安全配慮

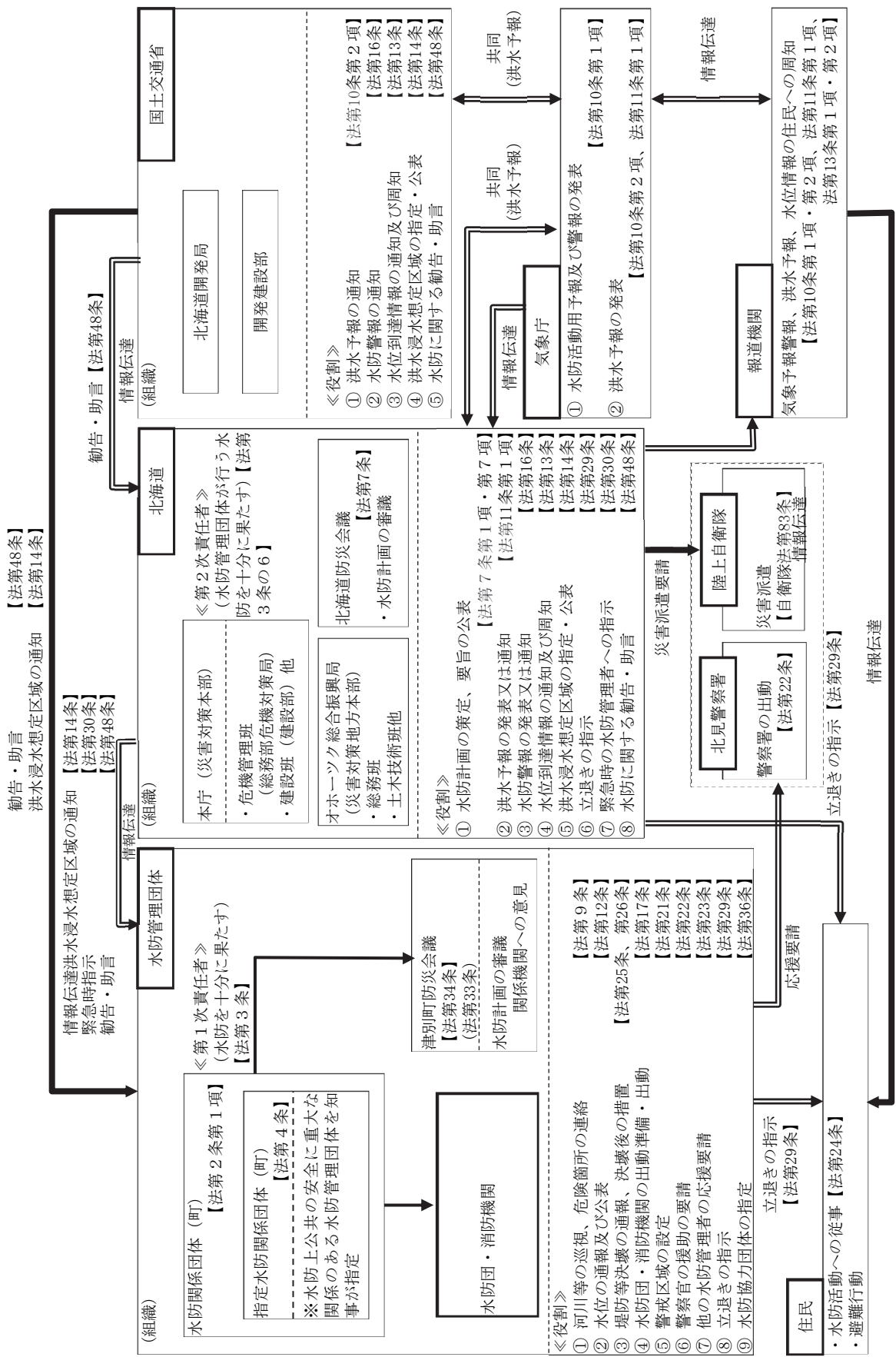
洪水発生時においては、作業員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、作業員自身の安全は確保しなければならない。

1 配慮すべき事項

- （1）水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- （2）水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- （3）水防活動には、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- （4）指揮者は、水防活動が長時間に渡るときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- （5）水防活動は、原則として複数人で行う。

- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、作業員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は、作業員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を作業員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を作業員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

【水防法に定める各機関の役割】



第2章 水防組織

第1節 町の水防組織

第1 町の水防組織

水防に係りのある警報・注意報等の発表等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなつたと認められるときまで、町は、津別町防災会議（以下、「町防災会議」という。）が定める津別町地域防災計画（以下、「町地域防災計画」という。）に準じ、水防に関する事務を処理するものとする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。津別町災害対策本部条例（昭和39年3月19日条例）については、町地域防災計画の資料42を準用することとする。

地域防災計画資料42 津別町災害対策本部条例（P. 356）

第2 町防災会議

町は、法第33条の規定に基づき、町水防計画その他水防に関する重要事項を町防災会議に諮るものとする。町防災会議については、町地域防災計画の資料1を準用することとする。

地域防災計画資料1 津別町防災会議構成図（P. 256）

第3 水防本部の組織及び業務分担

水防本部の組織及び事務分担は、災害対策本部に準じるものとする。災害対策本部の組織構成及び業務分担については、町地域防災計画の資料2及び資料3を準用することとする。

地域防災計画資料2 災害対策本部（P. 257）

地域防災計画資料3 災害対策本部の業務分担（P. 259）

第4 消防機関の組織

消防機関の組織は、資料2のとおりとする。

資料2 消防機関の組織（P. 73）

第5 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次に定めるとおりとする。

ただし、分担区域以外の区域にあつても、署長が必要と認め、指示したときは、直ちに出動し、水防活動に当たるものとする。

消防機関の水防分担区域及び配置人員

地区名	担当分団	責任者	人員	担当河川
共和地区 緑町地区 達美地区 豊永地区 美都地区 上里地区 本町地区	第1分団	分団長	30名	網走川 津別川
活汲地区 岩富地区	第2分団	分団長	21名	網走川
双葉地区 本岐地区 大昭地区 布川地区 相生地区	第3分団	分団長	17名	網走川

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

町内の重要水防箇所の設定箇所は、資料3のとおりである。また、道管理河川における災害危険区域は、資料4のとおりである。

資料3 重要水防箇所 (P. 75)
資料4 災害危険区域 (P. 77)

第4章 予報及び警報

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	摘要
気象予警報 「法第10条第1項」 気象業務法 「第14条の2第1項」	水防活動用気象注意報 ・大雨警報 水防活動用高潮注意報 ・洪水警報	網走地方気象台	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない
洪水予報 「法第10条第2項」 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 「第14条の2第3項」	注意報・警報・情報	網走開発建設部 北海道 網走地方気象台共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動 ・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 気象庁が行う予報及び警報

第1 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

網走地方気象台長は、気象等の状況により、洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

1 注意報、警報、特別警報の種類

水防活動の利用に 適合する 注意報・警報	一般の利用に 適合する注意報・ 警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

2 発表基準

（1）大雨注意報発表基準（令和5年6月8日現在）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
網走地方	網走南部	津別町	6	85
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は、1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は、町				

内における基準値の最低値を示している。

(2) 大雨警報発表基準（令和5年6月8日現在）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
網走地方	網走南部	津別町	8	125
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は、1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は、町内における基準値の最低値を示している。				

(3) 洪水注意報発表基準（令和5年6月8日現在）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
網走地方	網走南部	津別町	網走川流域＝15 津別川流域＝14.2	網走川流域＝（5，15） 津別川流域＝（5，14）	網走川[津別]
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。 ※欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※欄中、「〇〇川流域＝△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川[△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。					

(4) 洪水警報発表基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
網走地方	網走南部	津別町	網走川流域＝18.8 津別川流域＝17.8	網走川流域＝（5，16.9）	網走川[津別]
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。					

※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。

※欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。

※欄中、「〇〇川流域＝△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。

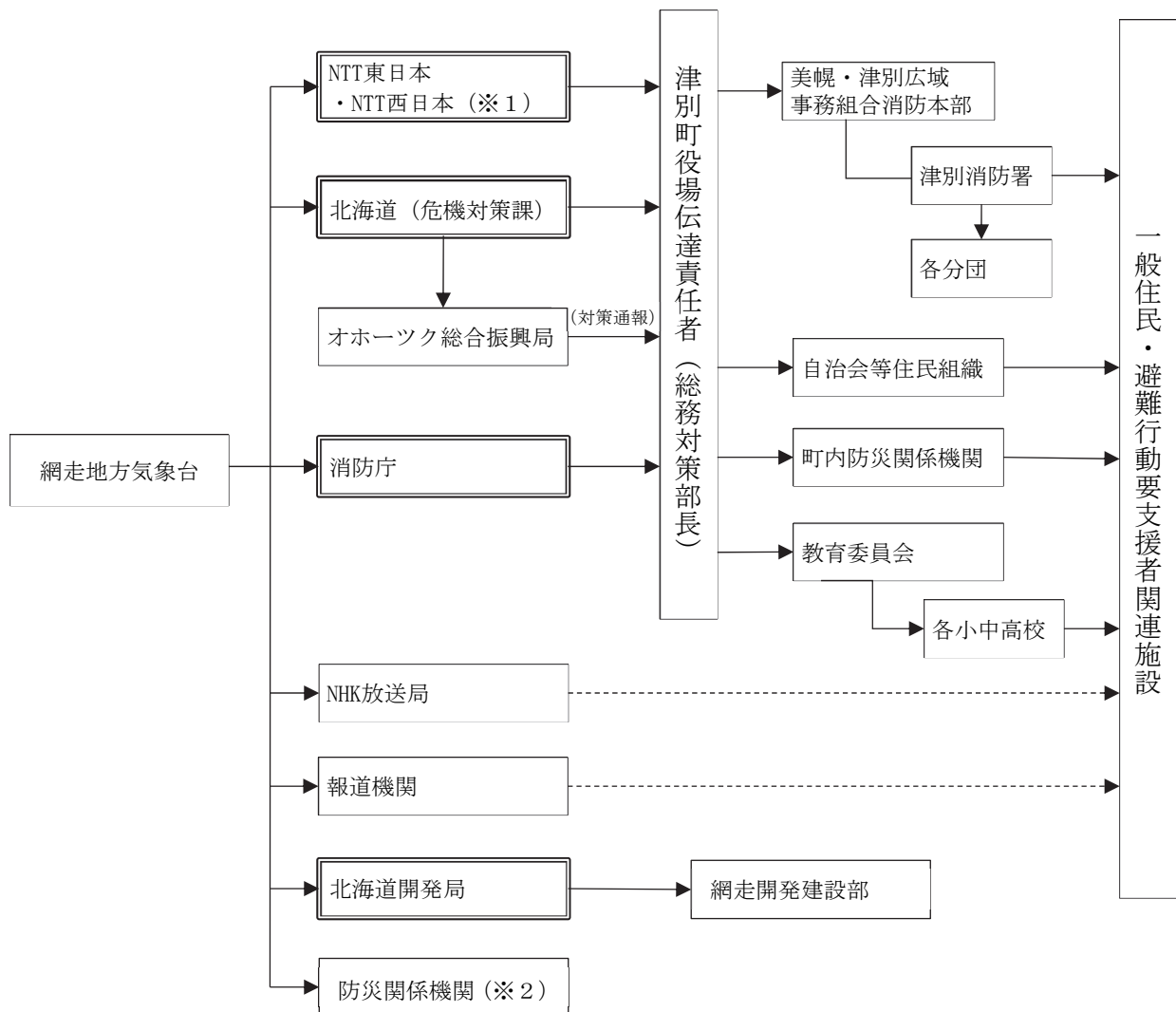
※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

（５）大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

第2 洪水等の場合の警報等の伝達経路及び手段



※注) (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先
 -----▶ は、放送・無線

(※1) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。

(※2) 陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力ネットワーク株式会社 等

第3節 洪水予報河川における洪水予報

第1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

第2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

1 洪水予報を行う河川名、区域

予報区域名	河川名	区域
網走川	網走川水系網走川	自 網走郡津別町字達美269番地先 至 海

2 洪水予報の対象となる基準観測所

予報 区域名	河川名	観測 所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位
網走川	網走川	津別	網走郡津別町 最上60-83	68.90m	69.80m	70.50m	70.70m

3 洪水予報の担当官署

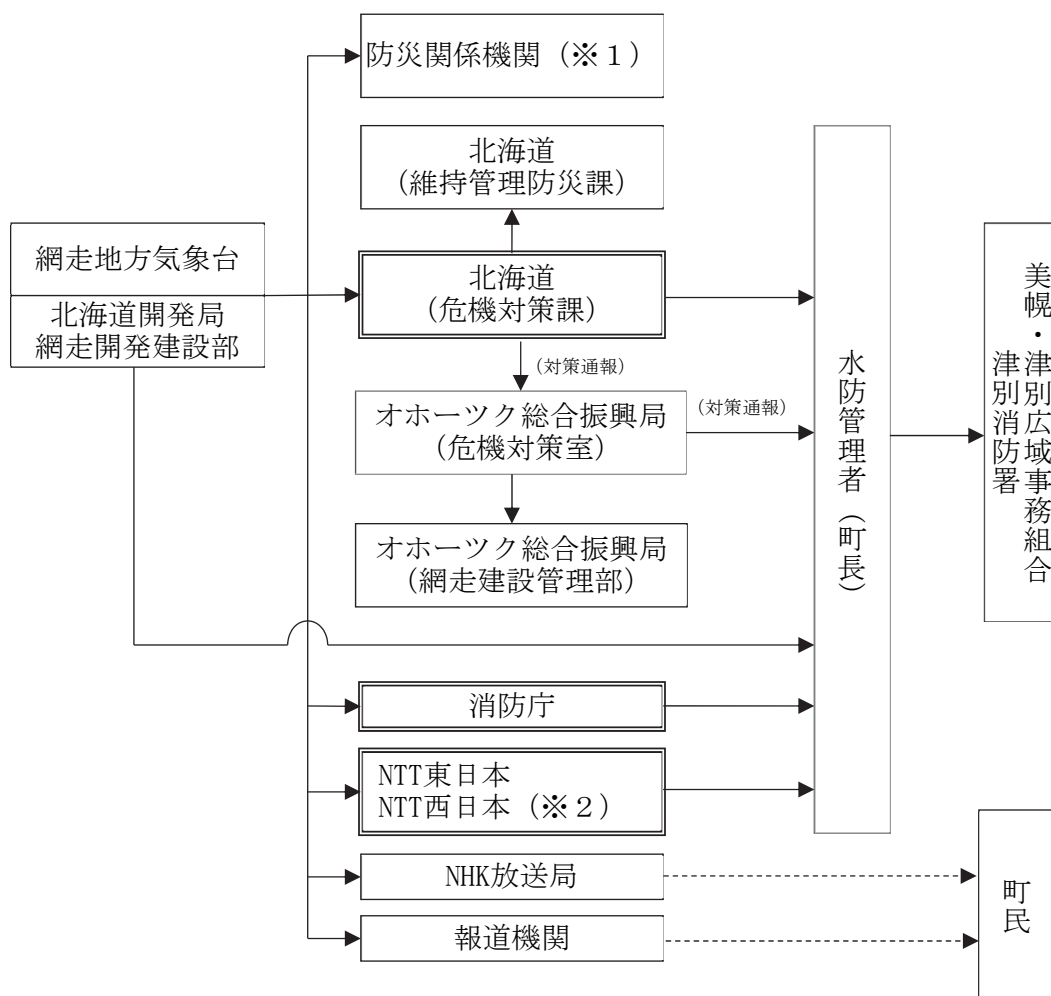
予報区域名	担当官署
網走川	網走開発建設部 網走地方气象台

4 洪水浸水想定区域

予報区域名	洪水浸水想定区域
網走川	津別町、美幌町、大空町、網走市

資料5 浸水想定区域 (P. 78)

5 洪水予報の伝達経路及び手段



※注)  (二重線) は、気象業務法に基づく洪水予報の通知先
は、放送

(※1) 陸上自衛隊北部方面總監部 (情報部資料課)、北海道警察本部 等

(※２) NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

第3 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警

告するものであるが、水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報

ア 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域
網走川	自 網走郡津別町字達美269番地先 至 海

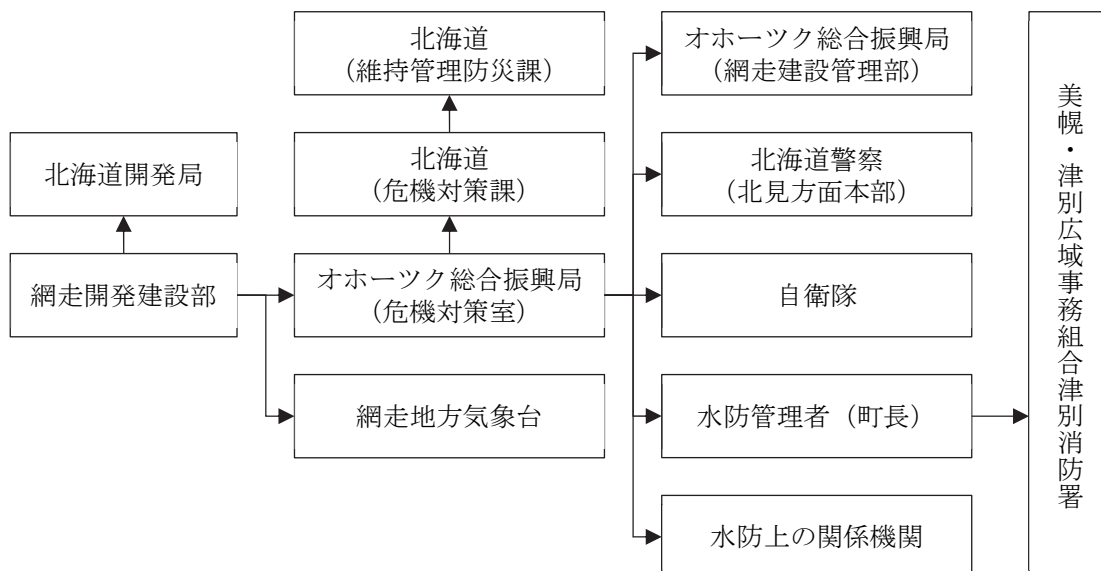
イ 水防警報の対象となる基準観測所

予報 区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位
網走川	網走川	津別	網走郡津別 町 最上60-83	68.90m	69.80m	70.50m	70.70m

ウ 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
網走川	網走開発建設部治水課

エ 水防警報の伝達経路及び手段



第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

第1 水位観測所

1 北海道開発局所管

観測所名	水系名	河川名	位置	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	計画高 水位 (m)
津別	網走川	網走川	網走郡津別町字最上	68.90	69.80	70.50	70.70	72.29

2 北海道所管

観測所名	水系名	河川名	位置	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	計画高 水位 (m)
本岐	網走川	網走川	網走郡津別町字本岐 40番地1	119.44	120.08	—	120.78	—
津別川	網走川	津別川	網走郡津別町字豊永 135番地3地先河川敷	95.79	96.32	—	96.91	—

第2 水位の通報

1 水位の通報

観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超える場合、その水位は国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載されるため、町は、随時情報の把握を行う。

2 障害時の水位の通報

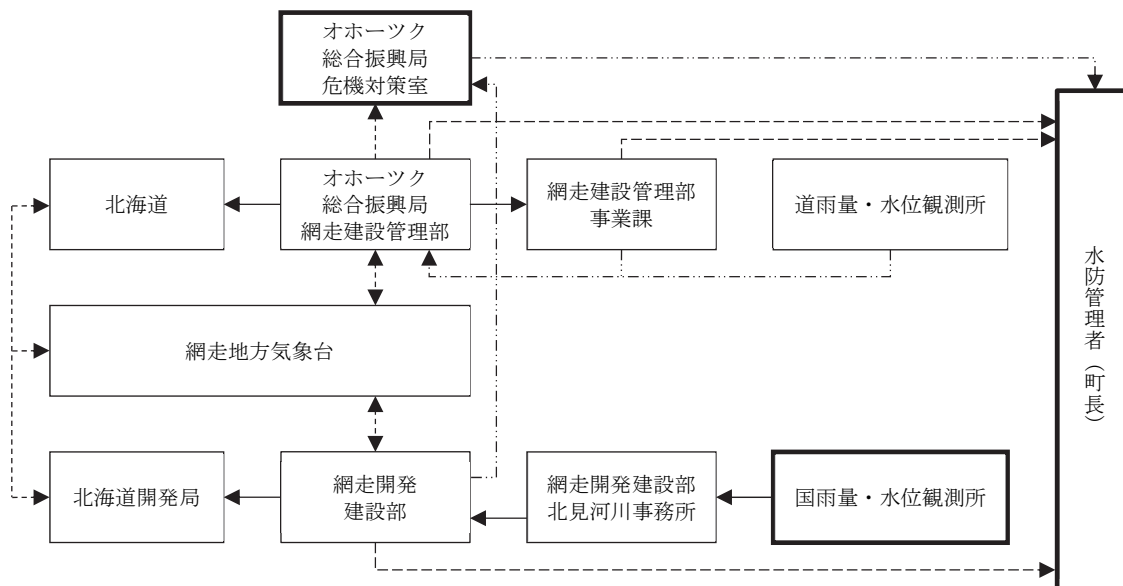
観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由によって上記ホームページに観測値を掲載できないときは、第3に記載の水位等通報系統図により、町への通報がなされる。

通報は、電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

第3 水位等通報系統図

道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。



- (注)
- 通常の系統
 - 必要に応じ通報
 - 障害時
 - 観測機関 観測機関

第4 水位の公表

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表を行うため、町は、随時確認を行う。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行われる。

第5 障害時の措置

道及び北海道開発局は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し、早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知することとする。

第2節 雨量の観測及び通報

第1 雨量観測所

1 北海道開発局所管

観測所名	水系名	河川名	位置
津別	網走川	網走川	網走郡津別町字最上
相生	網走川	網走川	網走郡津別町字相生105
上里	網走川	網走川	網走郡津別町字上里157

2 北海道所管

観測所名	水系名	河川名	位置
網走川	網走川	網走川	網走郡津別町字相生102番地 1

第2 雨量の通報

1 雨量の通報

観測所の雨量は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載され、これにより町への通報がなされる。

2 障害時の雨量の通報

観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、本章第1節第3「水位等通報系統図」に沿って町へ通報される。

通報は電話又は防災行政無線により行い、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

(1) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

(2) 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

第6章 気象予報等の情報収集

第1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

1 市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省 「海の防災情報」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報／注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値 等

2 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省 「海の防災情報」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousaihokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	https://www.jmanet.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報／注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値 等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報／注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値 等

第2 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

1 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

2 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

3 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

第 7 章 樋門等の操作

第 1 樋門等

樋門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、樋門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行う。

町は、樋門等の管理者から、操作状況について連絡を受けた場合には、内水氾濫の発生に備え、早めの水防活動を実施する。

第8章 通信連絡

第1 水防通信網の確保

1 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体（町）は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

2 水防管理団体（町）の通信施設

水防管理団体（町）は、迅速な通信連絡を図るとともに、電話不通時に備えて対策を講じておく。

3 連絡責任者

水防管理団体（町）及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておく。

第2 「災害時優先通信」の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある。）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び「電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）」に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用に当たっては、電気通信事業者（各電話会社等）への事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3 その他の通信施設の使用

法第27条第2項の規定により、水防管理者（町長）は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- 1 北海道総合行政情報ネットワーク
- 2 北海道警察本部通信施設
- 3 北海道電力ネットワーク株式会社通信施設
- 4 北海道開発局通信施設
- 5 自衛隊通信施設

第4 水防通信連絡

水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡は、次による。

通信連絡系統

連絡先	連絡責任者	第 1 系統	第 2 系統	第 3 系統
美幌・津別広域事務組合 津別消防署	署長	0152-76-2189	消防業務無線	自動車
オホーツク総合振興局 地域創生部危機対策室	危機対策室 主幹	0152-41-0625	防災無線	自動車
網走開発建設部 治水課	治水課長	0152-44-6445	自動車	自動車
オホーツク総合振興局 網走建設管理部	治水課長	0152-41-0733	防災無線	自動車
美幌警察署	警察官	0152-76-0110	警察業務専用電話	自動車
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 災害対策室	室長	011-212-4488	自動車	自動車
北海道電力ネットワーク株式会社 北見支店	配電グループ	0157-26-1131	お客さまサービス グループ 0157-26-1114	自動車
日本放送協会 北見放送局	放送課長	0157-23-4181	自動車	自動車

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

第1 町の水防倉庫及び水防資器材

町内の水防倉庫及び水防資器材は、資料6のとおりである。

なお、水防資器材については、町が保有するもののほか、必要に応じて民間から調達するものとする。

資料6 水防倉庫及び水防資器材 (P. 79)

第2 水防資器材の調査等

水防管理者（町長）は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

第3 道の水防資器材の使用

水防管理者（町長）は、災害時、水防活動に必要な水防資器材に不足が生じ、他に調達の方法がないときは、オホーツク総合振興局長に北海道網走地区防災資器材備蓄センターの資器材の払い出しを申請することができる。

第2節 輸送の確保

第1 水防管理者（町長）の措置

水防管理者（町長）は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

第2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、町地域防災計画第5章第15節「輸送計画」に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

第10章 水防活動

第1節 水防配備

第1 町の非常配備

町は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理する。

なお、災害対策本部が設置されたときは、町地域防災計画第3章第2節第1「配備体制」に基づく非常配備体制により処理する。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならないことに留意するものとする。

種別	配備時期	配備指示者	配備内容	任務	担当部局・担当課
第1非常配備	1 気象警報を受け、災害が発生するおそれがある場合、定期的に気象情報等を監視する必要があるとき 2 災害応急対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき 3 台風や低気圧の接近等で、被害の発生が予想されるとき 4 土砂災害警戒情報が発表されたとき 5 本町に、震度3、震度4の地震が発生したとき 6 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。 （噴火警戒レベル2相当） 7 災害対策本部の廃止後、被害情報の収集や再度対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき	町長	情報連絡のため総務班があたる。	情報の収集 関係機関との連絡	総務対策部 総務班
	8 必要により本部長が当該非常配備を指名したとき		情報連絡のため各対策部の部長等をもってあたるもので、状況により次の配備体制へ円滑に移行できる体制とする。		総務対策部長 住民・財政対策部長 保健福祉対策部長 建設対策部長 産業対策部長

					文教対策部長 消防部長
第2非常配備	災害警戒本部設置基準による	町長	各部等の所管の人員をもってあたるもので、災害発生とともに直ちに応急活動ができる体制とする。	情報の収集 関係機関等との連絡・連携 応急措置の実施	各部長 各班長
第3非常配備	災害対策本部設置基準による	町長 又は 自主 参集	本部全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれ応急活動ができる体制とする。 ※夜間又は休日等の閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員が直後に参集する。	本部による災害応急対策活動の実施 情報の収集	職員全員

第2 水防団及び消防団の非常配備

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 水防管理者が水防上必要と認めるとき	消防団の団長は、各分団長を所定の詰所に集合させ、資機材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき 3. 上記のほか、水防管理者が水防上必	消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく

	要と認めるとき	
解除	水防管理者（町長）が解除の指令をしたとき	

第2節 巡視及び警戒

第1 平常時

水防管理者（町長）、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時町内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

第2 出水時

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を実施するとともに、オホーツク総合振興局長及び河川等の管理者に連絡し、オホーツク総合振興局長に報告するものとする。ただし、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- 1 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- 2 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 3 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- 4 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- 5 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法は、資料7のとおりである。

その際、消防団員は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮し、消防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

資料7 水防工法 (P. 80)

資料8 水防工法一覧表 (P. 86)

第4 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5 警戒区域

1 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

2 警察官の警戒区域の設定

前項の場所においては、消防団長又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6 避難のための立退き

- 1 洪水、内水により、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
水防管理者（町長）が指示をする場合においては、美幌警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況をオホーツク総合振興局長に速やかに報告するものとする。
- 3 水防管理者（町長）は、美幌警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第7 決壊・漏水等の通報及びその後の通報

1 決壊・漏水等の通報

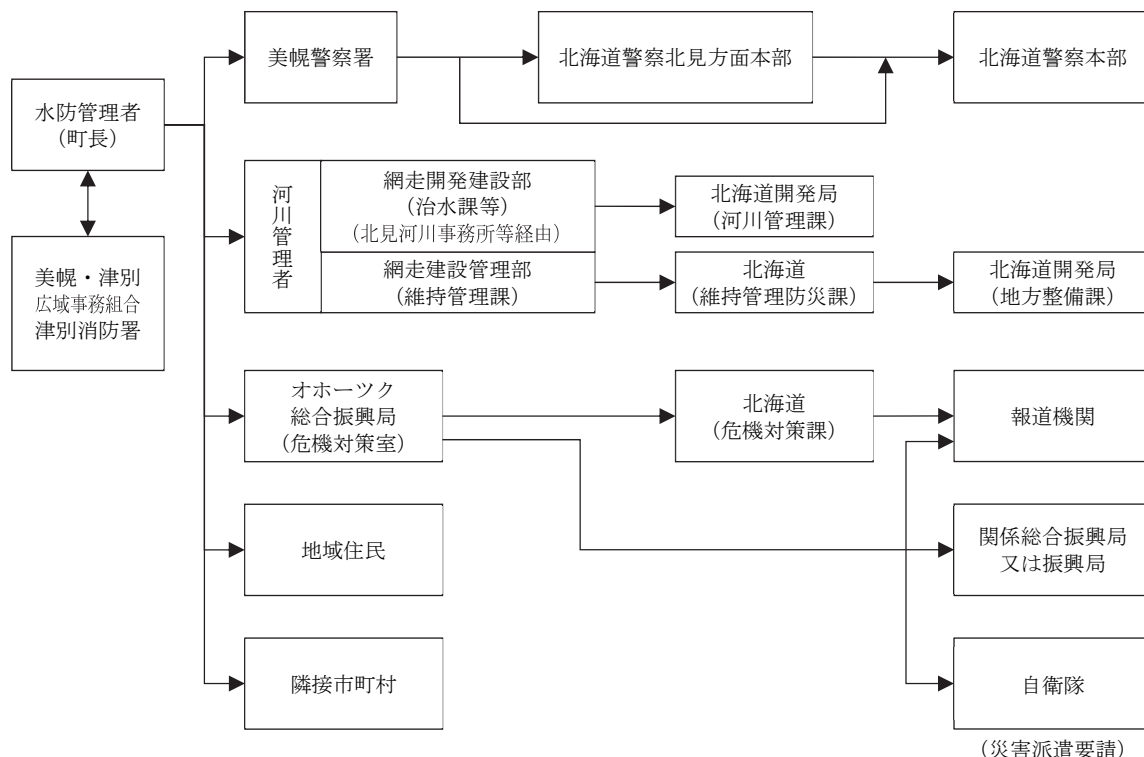
水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生

したときは、水防管理者（町長）、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

2 決壊・越水等の通報系統図

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



（注）消防機関の長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

3 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者（町長）、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8 水防配備の解除

1 水防管理団体（町）の非常配備の解除

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、オホーツク総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。

2 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者（町長）

が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第2 信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第4 信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－

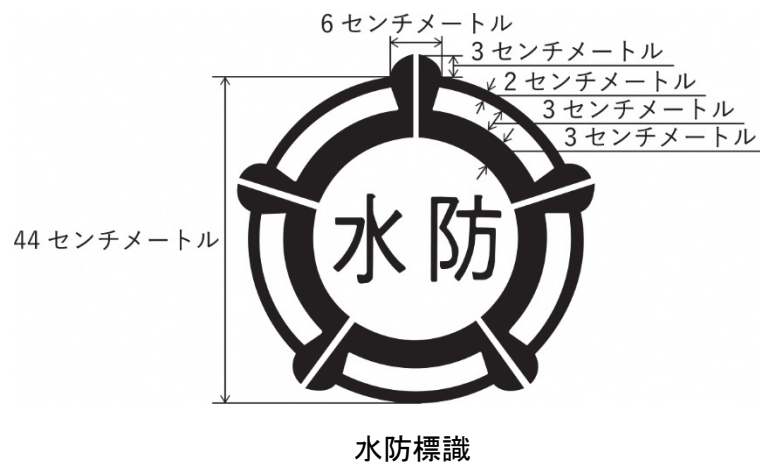
備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第2節 水防標識

知事の定める水防のために出動する車両、舟艇等の標識は次のとおりである。



水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

第3節 身分証票

法第49条第1項及び第2項の規定により、消防団長、消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、道の職員の身分証票に準じ、水防管理者（町長）が定めるものとする。

(表)	(裏)
第 号 水防立入検査員証 所属 職名 氏名 上記の者は、水防法(昭和24年法律第193号)第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。 年 月 日 津別町長 	水防法（抜粋） 第49条 水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。 2 消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

縦9センチメートル
横6センチメートル

第12章 協力及び応援

第1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（町）が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助に次の協力を行う。

1 河川管理者の協力が必要な事項

- （1）水防管理団体（町）に対し、河川に関する情報（国及び道管理河川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- （2）水防管理団体（町）に対し、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達の事前提示、及び水防管理者（町長）等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- （3）堤防等が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く。）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- （4）重要水防箇所の合同点検の実施
- （5）水防管理団体（町）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （6）水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械を含む。）の提供
- （7）水防管理団体（町）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣

2 河川管理者の援助

- （1）水防管理者（町長）に対し、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み、浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- （2）水防管理者（町長）に対し、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- （3）町長に対し、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- （4）水防管理者（町長）が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2 水防管理団体相互間の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者（町）の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者（町長）は、応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第3 警察官の援助要求

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ美幌警察署長と協議しておくものとする。

第4 自衛隊の派遣要請

水防管理者（町長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、町地域防災計画第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（オホーツク総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者（町長）が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5 国（北見河川事務所、網走地方气象台等）との連携

1 水防連絡会

町は、道や網走開発建設部北見河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

2 ホットライン

町は、河川の水位状況については網走開発建設部北見河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については網走地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6 企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資機材の提供等に関し、地元の建設業等と協定を締結する等、企業との連携強化に努めるものとする。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は、水防活動委任証（様式1）を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

様式 1 水防活動委任証

第 7 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

第1 費用負担

水防管理団体（町）の水防に要する費用は、水防管理団体（町）が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体（町）が協議して定めるものとする。

第2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体（町）の水防によって水防管理団体（町）の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体（町）と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体（町）は、知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

第1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石その他の資材の使用若しくは収用
- 3 車両その他の運搬用機器の使用
- 4 排水用機器の使用
- 5 工作物その他の障害物の処分

第2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

様式2 公用負担権限委任証

第3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式3に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

様式3 公用負担命令票

第4 損失補償

法第28条第2項の規定により、水防管理団体（町）は、公用負担の権限を行使することにより、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者（町長）は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名その箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲水防団とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体（町）の所見

第2節 水防報告

第1 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかにオホーツク総合振興局長に報告する。

- 1 水防団（消防団）及び消防機関を出動させたとき
- 2 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- 3 その他報告を必要と認める事態が発生したとき

様式4 水防報告様式例

第2 水防活動実施報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかにオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

様式5 水防活動実施報告書

第15章 水防訓練

水防管理団体（町）は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や開発建設部が主催する水防技術講習会へ水防団（消防団）員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1 洪水対応

北海道開発局は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、本町に關係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

網走川水系網走川浸水想定区域図

(平成28年11月30日指定：国土交通省北海道開発局網走開発建設部)

第2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生じるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地
- 5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第3 洪水ハザードマップ

本町では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用し、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第4 予想される水災の危険の周知等

本町では、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

法第15条の3により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

第17章 水防協力団体

第1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に付帯する業務

第3 水防団（消防団）等との連携

水防協力団体は、水防団（消防団）との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団（消防団）及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第18章 水防管理団体の水防計画及びその作成要領

第1 水防管理団体の水防計画

水防管理者（町）は、北海道水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

第2 水防計画の公表

水防管理者（町）は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

第3 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体（町）の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

資料・様式

〔資料〕

資料 1 水防法

昭和24年法律第193号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項に

において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合にお

いて、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇

所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水

位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは

指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水

の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場

等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生じる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生じるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

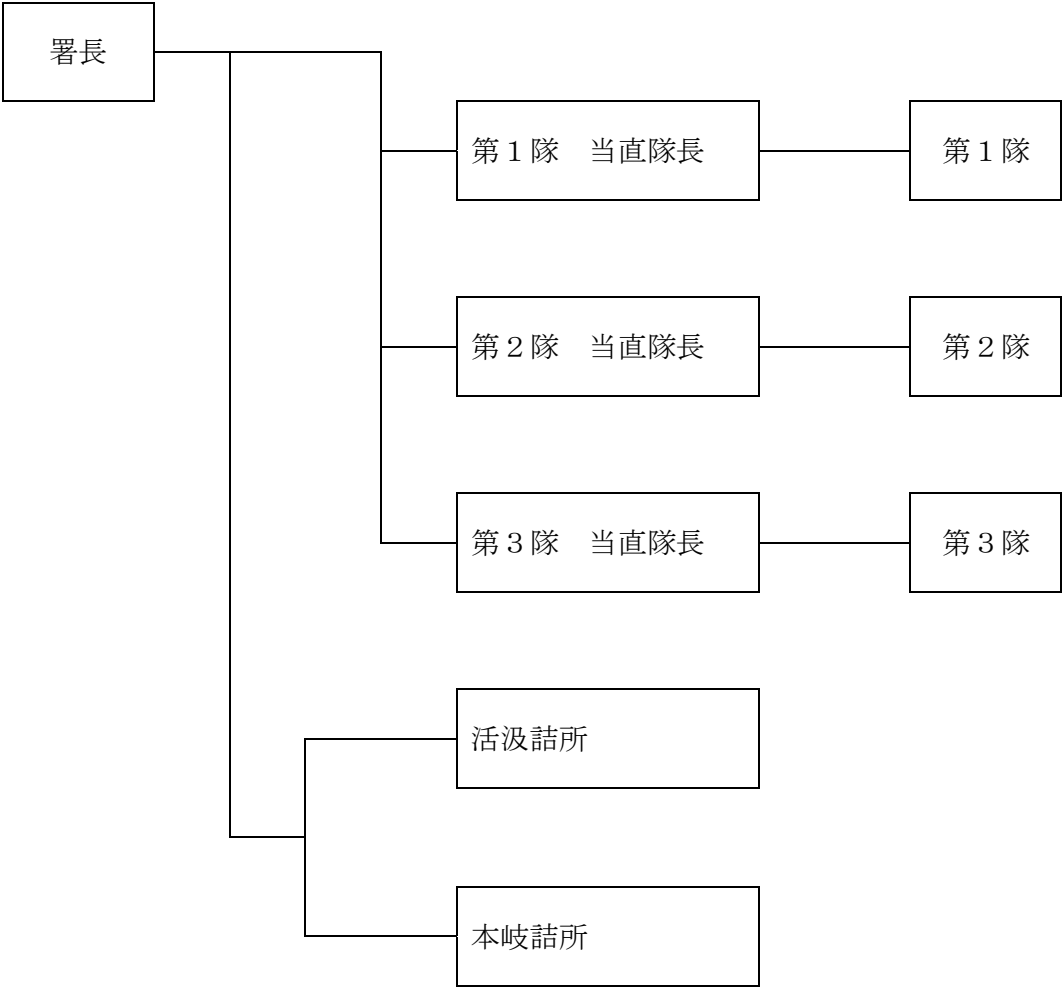
附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

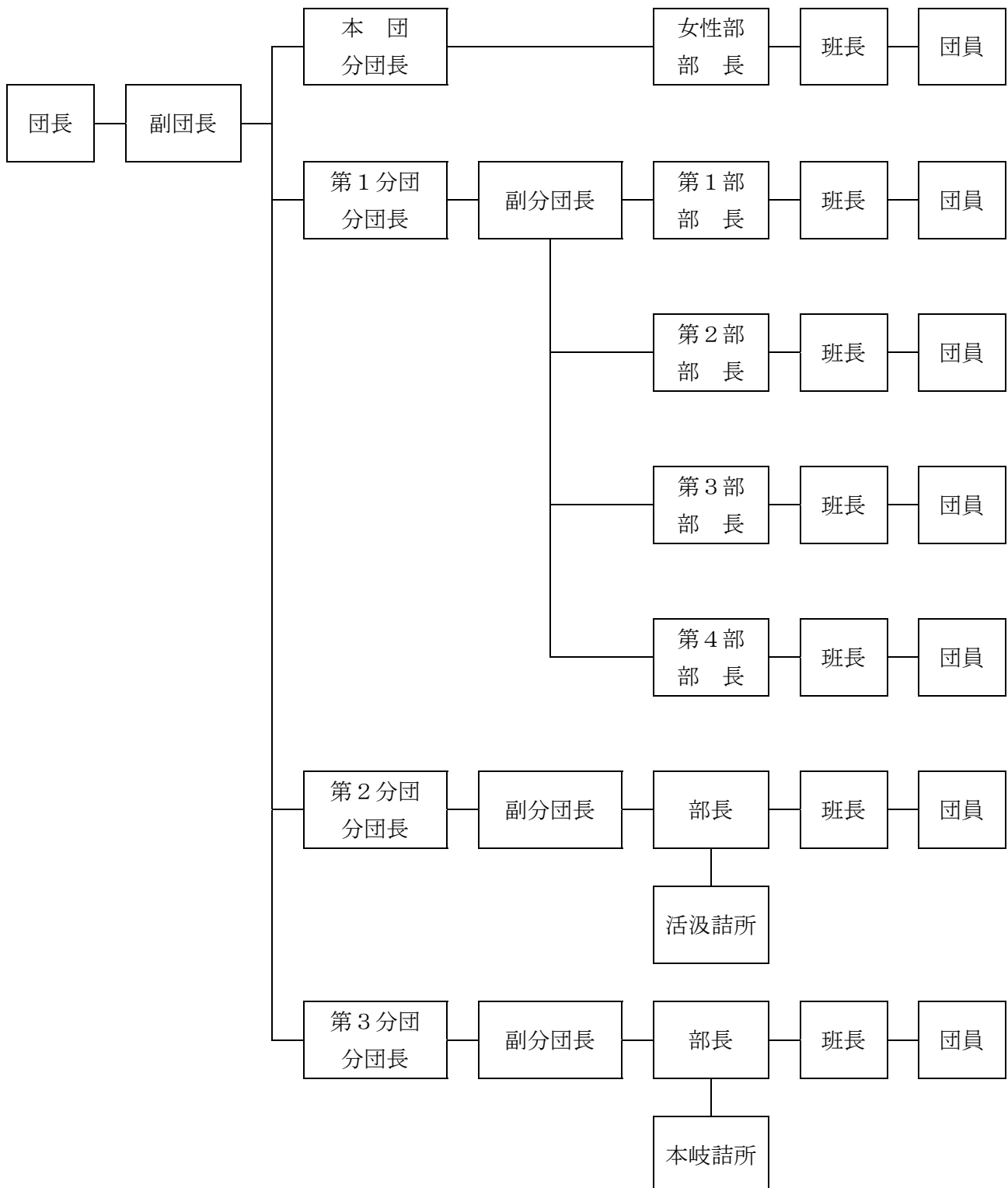
[附則 省略]

資料 2 消防機関の組織

1 津別消防署



2 消防団



資料 3 重要水防箇所

1 国土交通省管理区間

No.	河川	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	既往災害	事務所	市町村名	備考
1	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	岩富	41.80～42.00		0.20	41.90	47.10	48.60	48.77		北見	津別町	
2	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	岩富	43.00～43.20		0.20	43.10	50.08	51.51	—		北見	津別町	
3	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	岩富	44.80～45.00		0.20	44.90	55.67	56.27	—		北見	津別町	
4	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		A	岩富	45.00～45.20		0.20	45.10	56.54	57.14	—		北見	津別町	
5	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		A	達美左岸	45.20～45.60		0.40	45.40	57.66	58.26	—		北見	津別町	
6	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	達美左岸	45.60～46.00		0.40	45.80	58.79	59.39	—		北見	津別町	
7	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	達美左岸	46.40～46.60		0.20	46.50	61.28	61.88	—		北見	津別町	
8	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		A	達美左岸	47.00～47.60		0.60	47.30	65.01	65.61	—		北見	津別町	
9	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	達美左岸	47.60～47.80		0.20	47.70	66.32	66.92	—		北見	津別町	
10	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		A	津別左岸	48.80～49.00		0.20	48.90	71.40	72.00	—		北見	津別町	
11	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		B	津別左岸	49.40～49.60		0.20	49.50	73.98	74.58	—		北見	津別町	
12	網走川	網走川	左岸	越水・溢水		A	津別左岸	49.60～49.80		0.20	49.70	74.80	75.40	—		北見	津別町	
13	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		B	活汲	43.00～43.40		0.40	43.20	50.80	51.92	—		北見	津別町	
14	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		A	活汲	43.40～43.60		0.20	43.50	51.42	52.27	—		北見	津別町	
15	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		A	達美右岸	45.20～45.60		0.40	45.40	57.66	58.26	—		北見	津別町	
16	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		A	達美右岸	46.00～46.28		0.28	46.14	59.65	60.25	—		北見	津別町	
17	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		B	達美右岸	46.40～46.60		0.20	46.50	61.28	61.88	—		北見	津別町	
18	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		B	達美右岸	46.80～47.00		0.20	46.90	63.09	63.69	—		北見	津別町	
19	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		A	達美右岸	47.00～47.20		0.20	47.10	63.83	64.43	—		北見	津別町	
20	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		B	津別右岸	47.60～47.80		0.20	47.70	66.32	66.92	—		北見	津別町	
21	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		A	津別右岸	47.80～48.79		0.99	48.30	68.78	69.38	—		北見	津別町	
22	網走川	網走川	右岸	越水・溢水		A	津別右岸	49.00～49.20		0.20	49.10	72.24	72.84	—		北見	津別町	
						重要度A	左岸 右岸 —		5箇所 6箇所 箇所	1.60km 2.27km km								
						重要度B	左岸 右岸 —		7箇所 4箇所 箇所	1.60km 1.00km km								
23	網走川	網走川	—	工作物		B	達美橋	46.28	1		46.28	60.97	61.39	62.13		北見	津別町	※現況築堤高＝桁下高
						重要度A	左岸 右岸 —		0箇所 0箇所 0箇所									
						重要度B	左岸 右岸 —		0箇所 0箇所 1箇所									
24	網走川	網走川	左岸	旧川跡		要注意	美和	38.80～39.00		0.20	38.90	38.10	39.60	—		北見	津別町	
25	網走川	網走川	左岸	旧川跡		要注意	岩富	39.00～39.60		0.60	39.30	39.27	40.77	41.22		北見	津別町	
26	網走川	網走川	左岸	旧川跡		要注意	岩富	40.00～41.40		1.40	40.70	43.72	45.22	45.63		北見	津別町	
27	網走川	網走川	左岸	旧川跡		要注意	岩富	41.60～42.00		0.40	41.80	47.10	48.60	48.77		北見	津別町	
28	網走川	網走川	左岸	旧川跡		要注意	岩富	42.20～43.00		0.80	42.60	49.09	50.59	51.17		北見	津別町	
29	網走川	網走川	右岸	旧川跡		要注意	活汲	42.60～43.00		0.40	42.80	49.46	50.96	51.63		北見	津別町	
						要注意区間	左岸 右岸 —		5箇所 1箇所 箇所	3.40km 0.40km km								
30	網走川	網走川	左岸	重点区間			岩富	41.60～42.00		0.40	41.80	47.10	48.60	48.77		北見	津別町	危険箇所（41.80）を含む
31	網走川	網走川	左岸	重点区間			岩富	44.60～45.40		0.80	45.00	56.54	57.14	—		北見	津別町	危険箇所（44.80）を含む
32	網走川	網走川	左岸	重点区間			津別左岸	49.40～49.80		0.40	49.60	73.98	74.58	—		北見	津別町	危険箇所（45.20、49.60）を含む
33	網走川	網走川	右岸	重点区間			活汲	41.00～41.40		0.40	41.20	45.25	46.75	—		北見	津別町	危険箇所（41.20）を含む
34	網走川	網走川	右岸	重点区間			活汲	41.80～42.20		0.40	42.00	47.77	49.27	49.72		北見	津別町	危険箇所（42.00）を含む
35	網走川	網走川	右岸	重点区間			活汲	43.20～43.60		0.40	43.40	51.42	52.27	—		北見	津別町	危険箇所（43.40）を含む
36	網走川	網走川	右岸	重点区間			達美右岸	45.00～45.40		0.40	45.20	56.71	57.31	—		北見	津別町	危険箇所（45.20）を含む
37	網走川	網走川	右岸	重点区間			達美右岸	46.80～47.20		0.40	47.00	63.83	64.43	—		北見	津別町	危険箇所（47.00）を含む
38	網走川	網走川	右岸	重点区間			津別右岸	48.00～48.40		0.40	48.20	68.78	69.38	—		北見	津別町	危険箇所（48.20）を含む
						重点区間	左岸 右岸 —		3箇所 6箇所 箇所	1.60km 2.40km km								

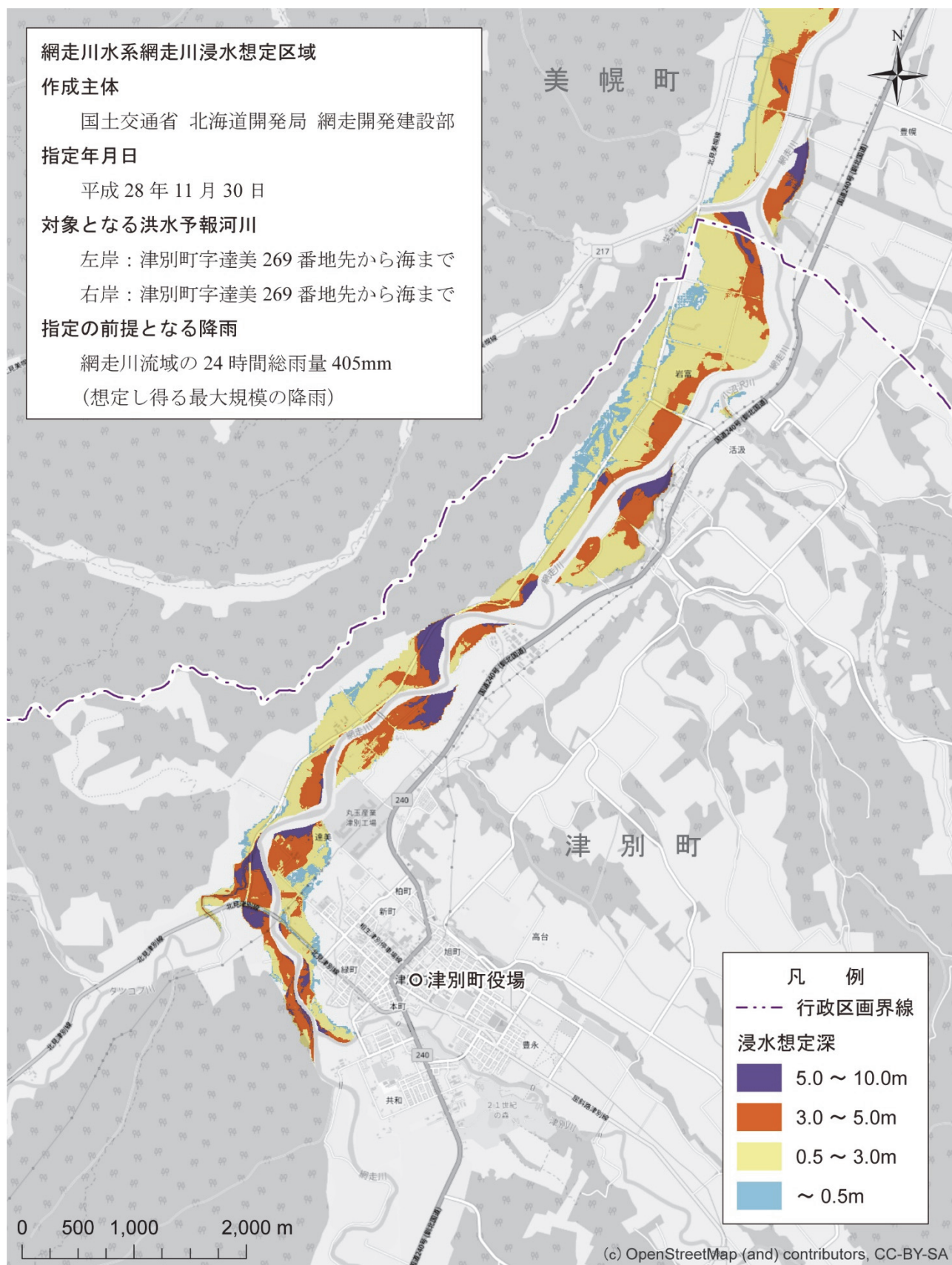
2 知事管理区間

No.	水系名	河川名	市町村	右・左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防区域延長 (km)	重要度	築堤有・無	備考
					地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
26	網走川	津別川	津別町	左岸	共和	(町) 緑栄橋から 0.4km下流	0.00	共和	(国) 津別橋から 0.4km上流	1.40		B	無	
27	網走川	津別川	津別町	右岸	緑町	(町) 緑栄橋から 0.4km下流	0.00	本町	(国) 津別橋から 0.4km上流	1.40		B	無	

資料4 災害危険区域

新河川番号	電算番号	旧電算番号	水系	河川名	河川名(古)	その他	図面番号	告示年月日	準用河川	上流端	下流端	延長(km)	区分	告示年月日	上流端	下流端	2-7区間外区間(km)	管理区間(km)の長	備考
260 81 0110 0001 4046	10	110	網走川	網走川	ツベシガワ	網走川(含む)	72-1 72-2	S44.3.20 政令31		山越の沢川の合流点 (法河川区間上流端) 【北海道管理区間の上流端】	海 (法河川区間下流端)	30.6	区間外 区間	S44.3.20 建設646	北海道網走郡津別町 字達美269番地先 【直轄区間上流端・北海道管理区間の下流端 (津別川合流点)】	海 (法河川区間下流端)	62.2	28.4	【通】 S9.11.1/内告502, 503 (64.2+6.8) 網走川 【通】 S9.11.1/達告530(21.5) 【指】 S40.4.1/達告1184 (30.5+6.8)
277 81 0110 0024 4046	770	110	網走川	小沼沢川	コヌサヅガワ		72-2	H8.5.11 建設315	左岸 北海道網走郡津別町 字法及109番1地先 右岸 同町字108番3地先	網走川への合流点	0.3						0.3		〔2・7〕 H8.5.11(0.3) H24.4.1
278 81 0110 0025 4046	780	110	網走川	シカバネ川	シカバネガワ		72-2	H8.5.11 建設315	左岸 北海道網走郡津別町 字法及253番1地先 右岸 同町字255番3地先	網走川への合流点	0.4						0.4		〔2・7〕 H25.4.1廃止(0.4)
279 81 0110 0018 4046	820	110	網走川	ツゴツ川	ツゴツガワ		72-2	S44.3.20 政令31	左岸 北海道網走郡津別町 字東5番274地先 右岸 同町字85番275地先	網走川への合流点	16.0						16.0		【通】 S36.6.2/達告105(16.0)
280 81 0110 0019 4046	950	110	網走川	津別川	ツベガワ		72-2	S44.3.20 政令31	左岸 北海道網走郡津別町 字上里78番地先 右岸 同町字79番地先	網走川への合流点	16.0						16.0		【通】 S9.11.1/達告530(16.0)
281 81 0110 0020 4046	1120	110	網走川	オナタヤ川	オナタヤガワ		72-2	S44.3.20 政令31		左の沢川の合流点	8.5						8.5		
282 81 0110 0021 4046	1150	110	網走川	オナタヤ川	オナタヤガワ		72-2	S44.3.20 政令31		栄の沢川の合流点	5.5						5.5		
283 81 0110 0022 4046	1200	110	網走川	オミツガ川	オミツガガワ		72-2	S44.3.20 政令31		オミツガ川の合流点	4.0						4.0		
284 81 0110 0023 4046	1260	110	網走川	オミツガ川	オミツガガワ		72-2	S44.3.20 政令31	左岸 北海道網走郡津別町 字二又483番地先 右岸 同町字473番地先	網走川への合流点	17.0						17.0		【通】 S38.3.27/達告676(17.0)

資料5 浸水想定区域



※洪水氾濫危険区域については、ハザードマップを参照

資料6 水防倉庫及び水防資器材

責任者			管理係長	管理係長	管理係長	警防係長	計
資材	名称	単位	緑町倉庫	水防倉庫	除雪センター	消防署	
土のう等	空俵	枚	50				50
	かます	〃	50				50
	土のう	〃		50	200	150	400
	土俵	〃					
	ビニール袋	〃			50		50
丸太（1 m～2 m）		本					
縄		巻	30				30
むしろ		枚	30				30
鉄線		m	200				200
掛矢		丁	3		2	2	7
のこ		〃	5	2		7	14
おおの		〃	3	2		11	16
スコップ		〃	5	5	8	111	129
かま		〃	5	5	2	7	19
つるはし		〃	2	1	2		5
しの		〃			2		2
照明灯		組					
鉄線切り		丁			2		2
くわ		〃	5	2		21	28
ペンチ		〃	3	3	3		9
ボート		挺					

資料7 水防工法

1 土俵の作成

用途 各種工法の積土俵・おもり土俵及び詰土俵

作り方 (1) 麻土俵の作成

約40kg（ショベル10～13杯）土を締めながら入れ口締めをする。麻袋が大きい場合は1～2箇所網で十分締め胴締めをする。

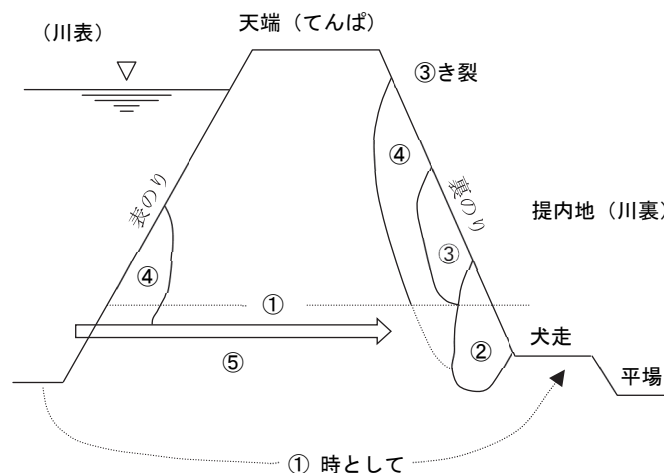
(2) かます土俵の作成

土を各部均等に入れたのち入口を巻いて1～2箇所胴締めをする。

2 河川堤防の破堤と水防工法

破堤の原因と過程

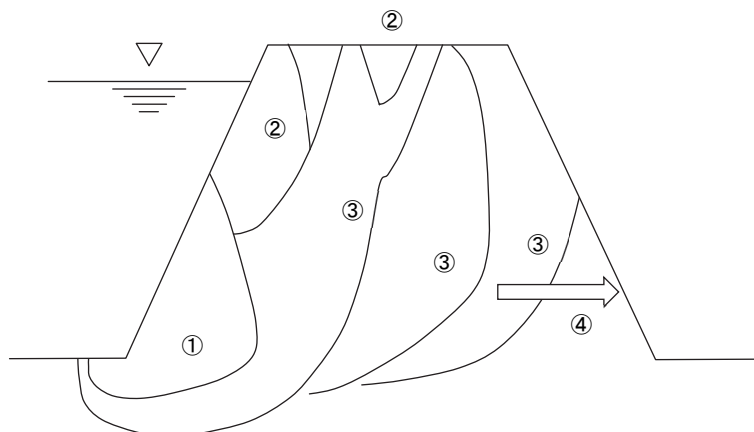
- (1) 越水（溢水） — （積土俵・じやかご積み等）
- (2) 漏水（滲漏） — （苙（ビニールシート）張り・月の輪等）



- ① のり尻あるいは堤内地に水が噴出又は湧出する。
- ② 漏水孔から土砂が流出し逐次拡大する。
- ③ 堤体は軟弱となり、のりくずれ、あるいはき裂を生じる。
- ④ のりくずれが続き、洗堀も生じかつ漏水孔も拡大する。
- ⑤ 通常漏水孔は一挙に吹き出し破堤する。

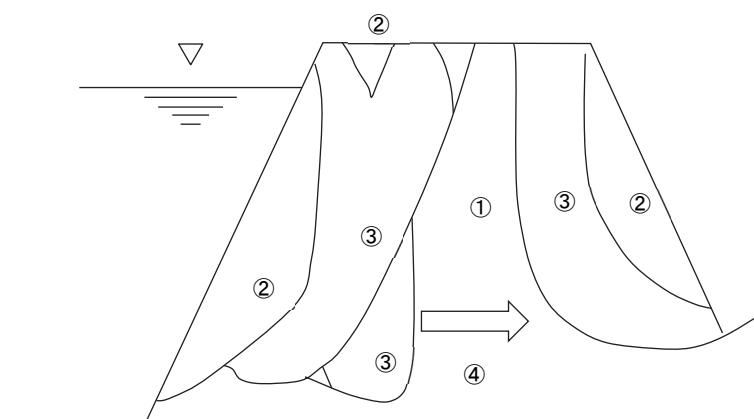
※ 裏のり全体から水がしみ出ている場合は、一挙に破堤することは少なく、漏水口を生じて上記の過程を経ることが多い。

(3) 洗堀 — (木流し、三基杵等)



- ① 土砂等を含んだ激流がのり面及びその基部を洗堀する。護岸がはく離されると洗堀は促進される。
- ② のりくずれ・き裂を生じる。
- ③ しだいに表のりの洗堀のりくずれが増大し、堤防の断面積は小さくなる。
- ④ 漏水を生じ破堤するか、水压に抗しきれないで押し流される。

(4) のりくずれ — (五徳縫い・抗打ち積土俵・土俵羽口等)



- ① 長期間の高水位により堤体が飽水状態となると、土の摩擦力が減少する。
- ② き裂あるいはのりくずれを生じ、のり面はすべり落ちる。
- ③ のりくずれ洗堀が続く、堤体の断面積は逐次減少する。
- ④ 堤体が水压に抗しきれなくなるか、あるいは漏水等の作用で破堤する。

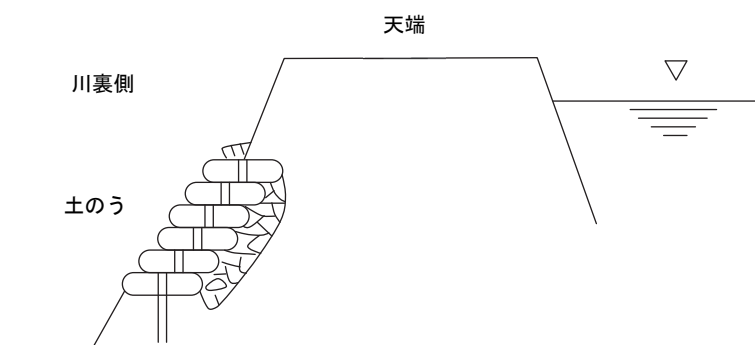
(5) き裂 — (折り返し・抗打ちつなぎ等)

3 河川堤防の水防工法

(1) 土俵羽口

目地 裏のり崩壊補強 (減水したのち洗堀された表のりの補強にも可)

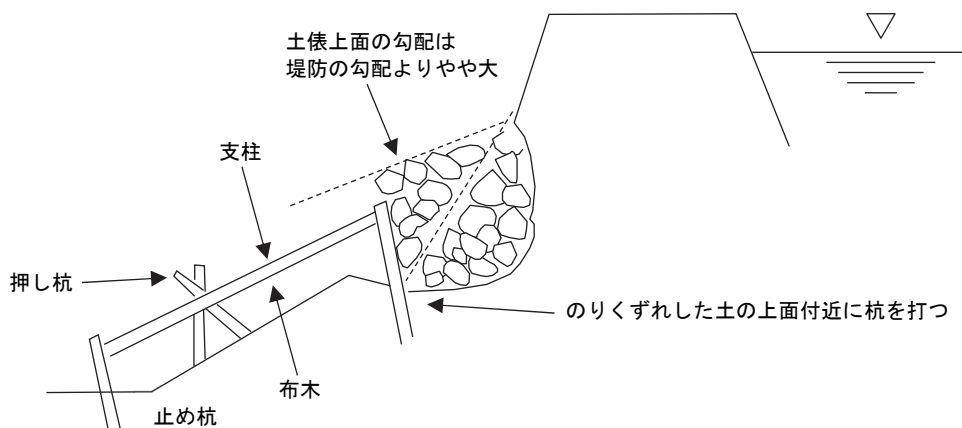
作成法 底部をおおむね水平にならし、土俵を小口並びに一層積んで杭を打ち安定をはかる。
土俵の間隔と裏には土を入れよく固める。2段目から同じ要領で原形ののり面に添う様に積み上げる。



(2) 杭打積土俵

目的 川裏法・崩壊防止

作成法 のり先に土俵を長手に積み上げその支え、長さ2.5m内外の杭を0.6m毎芯々に打込み、一部に布木を結びつけこれに支柱を数m毎、設置し転倒を防止する。支柱の中間に押え杭、根元には止杭を設置する。

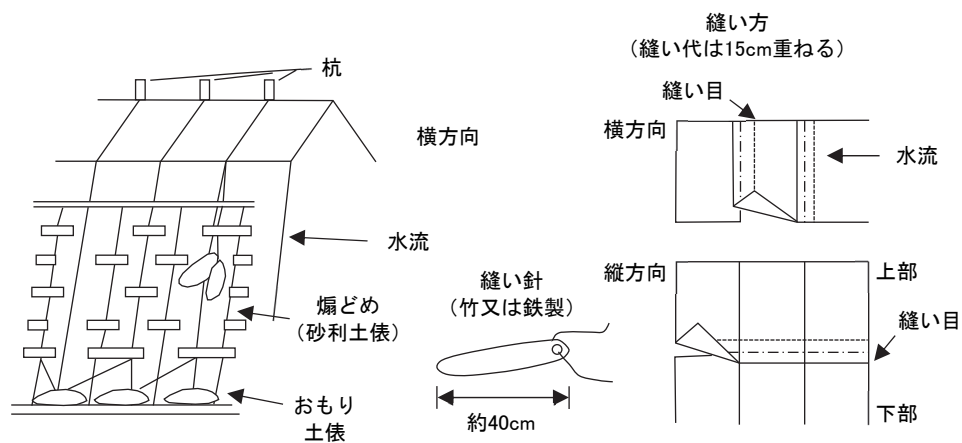


(3) 蓆（ビニールシート）張り

目的 川表のり面崩壊及び透水防止

(のみ口が確認出来るとき、確認されたのみ口が直接閉塞出来ないとき、漏水を防止する。畳でも可)

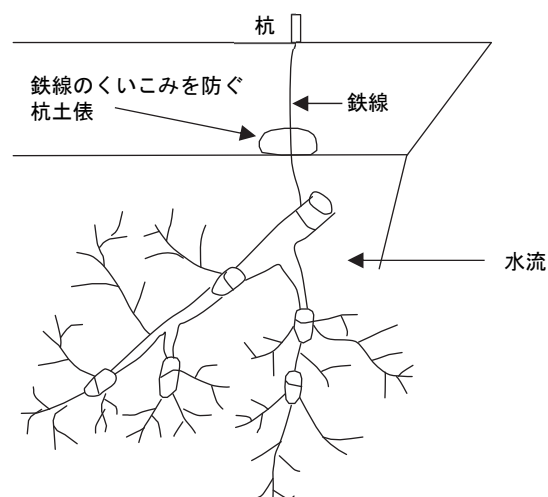
作成法 幅3枚、長さはおのり尻までの蓆を縫い合せ、横に約50cm間隔にあらし竹（代用可）を縫い付け、おもり土俵を最下端に蓆1枚に1俵の割で取付けこれを芯にして簀の子巻とし、天端から網により徐々に垂れおろし煽どめの土俵をのせて固定する。



(4) 木流し

目的 急流部流速を緩和し洗堀予防、川表法面、崩壊の拡大防止に用いる。

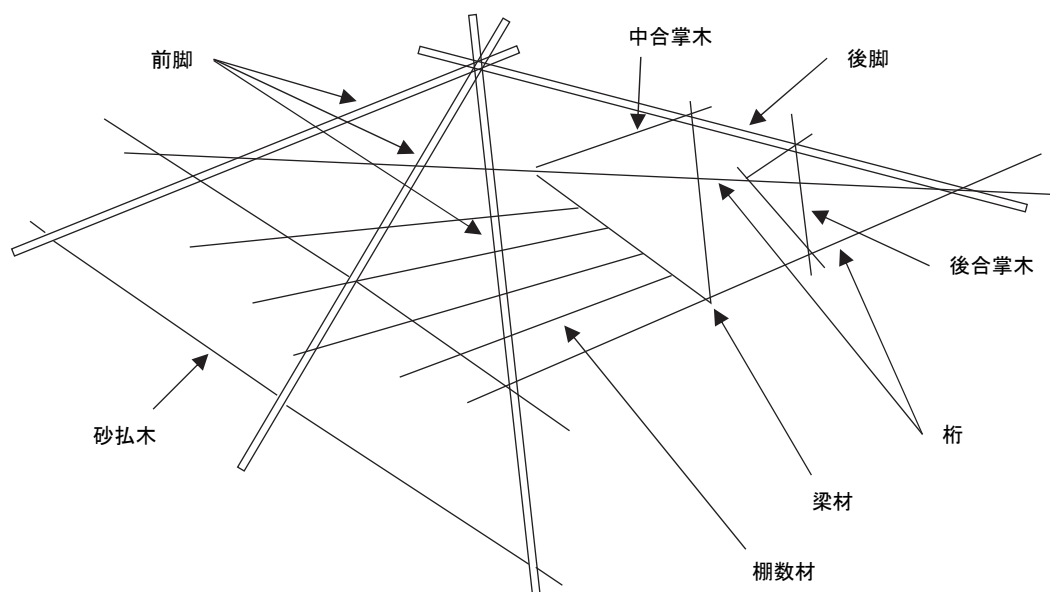
作成法 樹木を根本から切り、枝におもり土俵（又は石俵）を付け、根本は鉄線で縛りその一端を留杭に結束して上流より流しかけて崩壊面に安定させる。



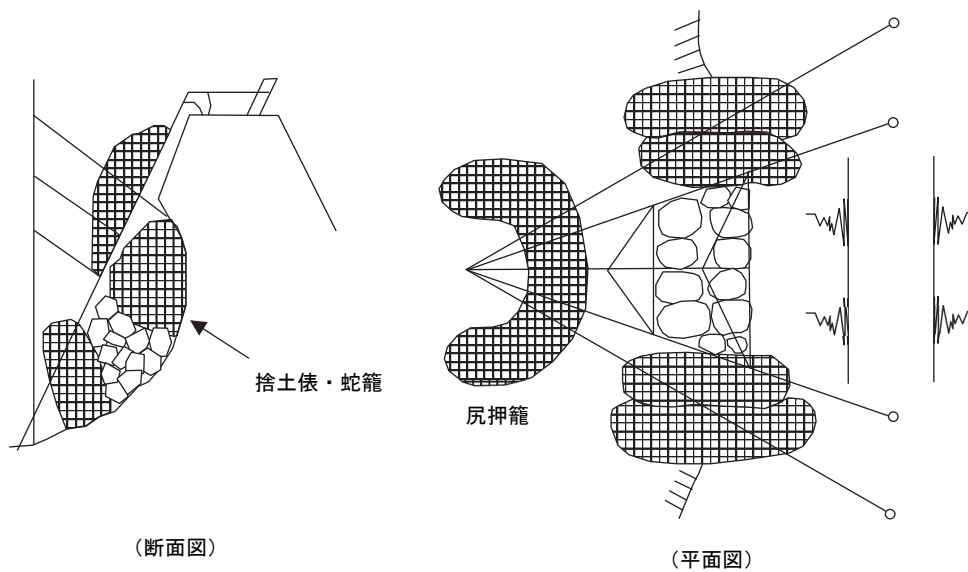
(5) 三基枠

目的 流水の激突を緩和し、堤脚崩壊面の拡大防止

- 作成法
- ア 前脚と桁・後脚の結束（前脚と桁は直角）
 - イ 中合掌木の結束（結束は鉄線により十字結び・斜め結び）
 - ウ 砂払木の結束
 - エ 棚数材の結束



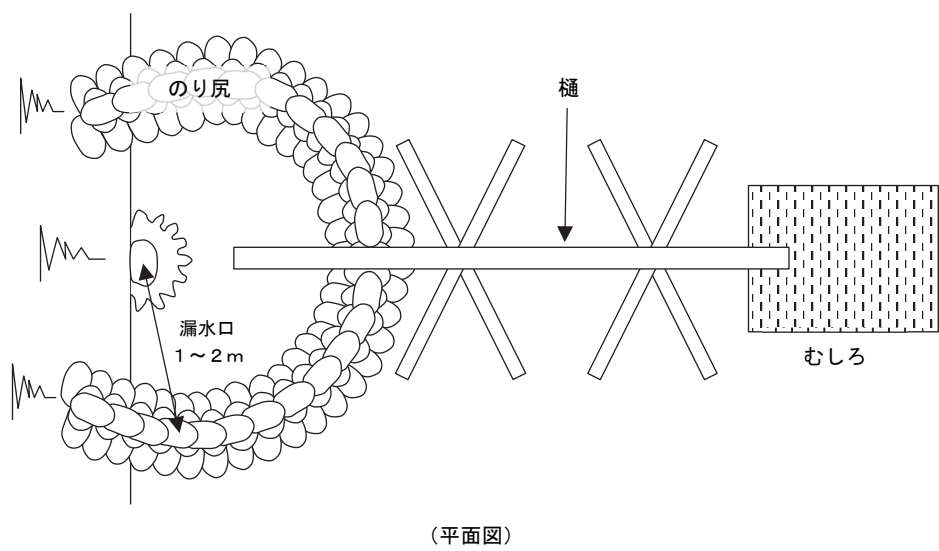
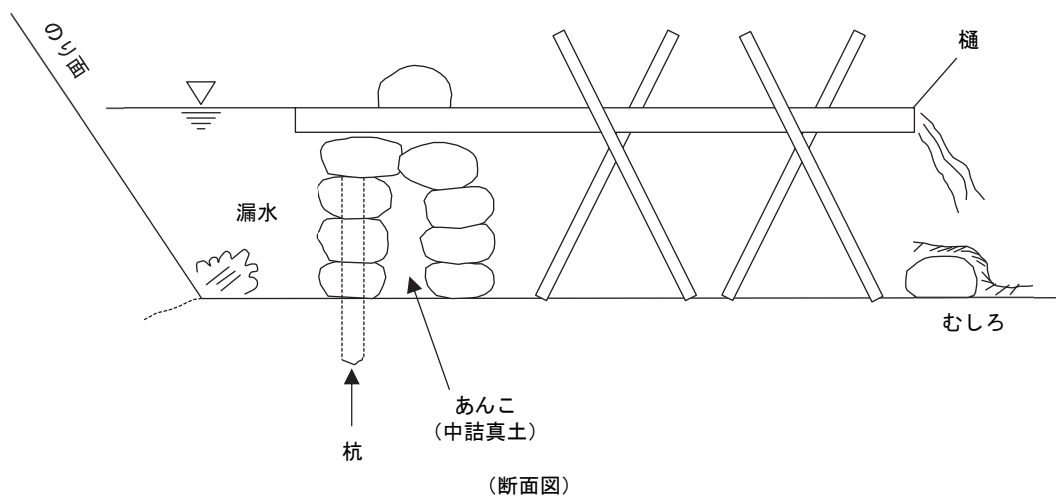
人力設置（作業中ののりくずれに特に注意）



(6) 月の輪

目的 川裏の漏水を、土俵堤を築造して漏水圧を弱める。

作成法 漏水口の周囲に土俵を半月状（半径1.2m～2.0m）に積上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路等に放流させる。土俵積の高さは水压を弱める程度とする。土俵堤の安定をよしとするため柱を打つ。透水は樋を作り土俵堤から放水させ流水口には筵をあて洗掘を防ぐ。



資料 8 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現在
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川(土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連絡水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川(土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川(むしろ、竹の入手困難)	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
漏水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川 土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式 釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難) 既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難) 鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川 土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現在
	水マット 月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
漏水	居住側（川裏）対策	たる伏せ工	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	一般河川（漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
漏水	川側（川表）対策	詰め土のう工	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗堀）	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
	木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
	立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現在
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
	決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
決壊		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） ↳居住側堤防斜面（裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ逢い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
面（裏のり） 居住側堤防斜	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現在
	五徳縫い工 (くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
	竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
	力ぐい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
	かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
居住側堤防斜面(裏のり)崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
	くい打ち積み 土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
	土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
	つなぎくい 打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
	さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
	築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

〔様式〕

様式 1 水防活動委任証

第 号

水防活動委任証

名 称 株式会社

住 所 津別町字

上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第19条第1項の規定により、緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。

令和 年 月 日

水防管理者

氏名

印

(表面)

- (1) 本証は、水防管理者（町長）から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
- (2) 本証の身分に変更があった時は、速やかに訂正を受けること。
- (3) 本証の身分を失ったときは速やかに変換すること。

(裏面)

様式 2 公用負担権限委任証

第	号
公 用 負 担 権 限 委 任 証	
住 所	氏 名
職 名	
上記の者に 区域における水防法第28条第2項の権限行使について委任したことを証明します。	
年	月 日
委任者 氏名	印

(縦 9 cm 横 6 cm)

様式 3 公用負担命令票

第 号

公 用 負 担 命 令 票

住 所

氏 名

水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

1 目的物

(1) 所在地

(2) 名 称

(3) 種 類 (又は内容)

(4) 数 量

2 負担内容

(使用・収容・処分等について詳記すること)

令和 年 月 日

命令者 職 氏名 印

(日本工業規格A4版)

様式4 水防報告様式例

令和〇〇年台風〇〇号における水防活動
(北海道〇〇町消防団・平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

〇概要

〇〇町消防団は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇〇部隊〇〇名が出動。町内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で得越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件）

水防活動
または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動
または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動
または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動
または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

様式5 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

(市町村名)

 自 年 月
 至 年 月

区 分	水 防 活 動	使 用 資 材 費			備 考
	活 動 延 人 員	主要資材	その他資材	計	
市町村分前回迄	人 —	円	円	円	
月 分 小 計	—				
累 計	—				
水防管理団体分 前回迄					
月 分 小 計					
累 計					

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる、「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 4 備考欄には、具体的災害名（台風〇〇号、低気圧による大雨等）を記入すること。